

別紙 1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(平成15年10月10日) (健水発第1010001号)</p> <p style="text-align: center;">(各都道府県・市・特別区水道行政担当部(局)長あて厚生労働省健康局水道課長通知 最終改正 <u>令和5年3月31日薬生水発0331第12～15号</u>)</p> <p>第4</p> <p>7 原水に係る指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。</p>	<p style="text-align: center;">(平成15年10月10日) (健水発第1010001号)</p> <p style="text-align: center;">(各都道府県・市・特別区水道行政担当部(局)長あて厚生労働省健康局水道課長通知 最終改正 <u>令和5年3月24日薬生水発0324第1～4号</u>)</p> <p>第4</p> <p>7 原水に係る指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、<u>定期的に</u>原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。</p>